第十二条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項）」に改め、同条第一項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

第十二条を第二十七条とする。

第十一条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る評価の手法）」に、同条第一号中「第十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る予測の手法）」に、同条第一項第二号中「第四項」を「第二項において読み替えて準用する第八条第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第八条第二項から第四項までの規定は、前項の対象最終処分場事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、第八条第二項中「前項第一号」とあるのは「第二十五条第一項第一号」と、第八条第三項及び第四項中「第二十五条第一項」とあるのは「第一項」と、同条第三項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「第一種最終処分場事業に」とあるのは「対象最終処分場事業に」と、「しなければならない。」とあるのは「しなければならない。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。」と読み替えるものとする。

第十条第四項を削り、同条中第五項を第四項とし、第六項を削り、同条を第二十五条とする。

第九条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査の手法）」に改め、同条第一項第三号中「以下」の下に「この条から第三十二条までにおいて」を加え、同項第四号及び第五号中「第五項」を「第二項において読み替えて準用する第七条第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第七条第二項から第四項までの規定は、前項の対象最終処分場事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、第七条第三項及び第四項中「第一種最終処分場事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

第九条第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、同条を第二十四条とする。

第八条中「、第五条」を「、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第二十条第一項において読み替えて準用する第四条及び第二十条第二項」に改め、「を踏まえ」の下に「、最適な手法を」を加え、同条を第二十三条とする。

第七条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）」に、同条中「次条から第十二条まで」を「次条から第二十七条まで」に、同条第一号中「前条第三項第一号」を「前条第三項において準用する第五条第三項第一号」に、同条第二号中「前条第三項第二号イ及びロ」を「前条第三項において準用する第五条第三項第二号イ及びロ」に、同条第三号中「前条第三項第二号ハ」を「前条第三項において準用する第五条第三項第二号ハ」に、同条第四号中「前条第三項第三号イ」を「前条第三項において準用する第五条第三項第三号イ」に、同条第五号中「前条第三項第三号ロ」を「前条第三項において準用する第五条第三項第三号ロ」に、同条第六号中「前条第三項第四号」を「前条第三項において読み替えて準用する第五条第三項第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

第七条を第二十二条とする。

第六条第一項中「環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）」を「影響要因」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第五条第三項の規定は前項の規定による検討について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による項目の選定についてそれぞれ準用する。この場合において、第五条第三項第四号中「第一種最終処分場事業に」とあるのは「対象最終処分場事業に」と、同条第四項及び同条第五項中「第一種最終処分場事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、第五項中「第一項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について」とあるのは「選定項目として」と読み替えるものとする。

第六条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を削り、同条を第二十一条とする。

第五条の見出しを「（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）」に改め、同条第一項を次のように改める。

第四条の規定は、法第十一条第三項の規定による対象最終処分場事業に係る環境影響評価項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、同条中「第一種最終処分場事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、第四条第一項中「、当該検討を」とあるのは「、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるのは「当該選定に」と、「第一種最終処分場事業の」とあるのは「対象最終処分場事業の」と、「この条から第十条まで」とあるのは「この条、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第三十二条」と、「第一種最終処分場事業の実施が想定される区域（以下「第一種最終処分場事業実施想定区域」という。）とあるのは「対象最終処分場事業実施区域」と、「第一種最終処分場事業に」とあるのは「対象最終処分場事業に」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十条において読み替えて準用する前項」と、「整理するものとする」とあるのは、「整理するとともに、必要に応じ、対象最終処分場事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下この条及び第二十一条から第三十二条までにおいて「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

第五条第二項中「前項第一号」を「前項において読み替えて準用する第四条第一項第一号」に改め、同条第三項を削り、同条を第二十条とする。

第四条中「次条から第十二条まで」を「次条から第二十七条まで」に改め、同条を第十九条とし、第三条を第十八条とする。

第二条第一項第一号中「（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）の別及び産業廃棄物の最終処分場においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号イからハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別）」を削り、同条第五項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」を「専門家等」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

第二条を第十七条とする。

第一条の二第一項第二号中「環境の構成要素（以下「環境要素」という。）」を「環境要素」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な環境要素が存在する地域

第一条の二を第十六条とする。